

第1条 総則

1. この法人は、NPO法人Do (以下「Do」という。) と称し、運営はDo が行うものとします。
2. Do の目的は、Do定款(以下「定款」という) で定める事項とします。

第2条 会員種別

Do の会員は以下の通りとします。ここに定める会員は定款で定める正社員及び特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 上の社員には該当しません。

- ① 正会員 Do の目的に賛同し賛助するために入会した個人
- ② 団体・企業会員 Do の目的に賛同し賛助するために入会した団体及び企業

第3条 入会

1. 会員として入会しようとするものは、理事長の定める入会申込書により、理事長に申し込むものとします。
2. 理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

第4条 入会手続き及び成立

本規約第3条第1項に基づき、申込書の受理されたものは、速やかに会費を納入するものとし、会員証発行日をもって入会成立とします。

第5条 入会の不承諾

理事長が入会を認めなかった場合、本規約第3条第3項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金します。

第6条 会員証

1. 会員には、会員の選択により、当該会員証を発行します。
2. 会員証は、他人に譲渡、貸与してはならない。
3. 会員証を紛失した場合は、速やかに事務局に連絡し、再発行の手続きをとらなければならない。会員証の再発行において、会員は事務手数料として800円を事務局に納入する。

第7条 会員証の利用

会員は、本規約及び会員証それぞれに定められた規約を遵守し会員証を利用するとともに、会員証の提示を求められた場合には、速やかにこれを提示するものとします。会員証の提示がない場合、会員特典の利用をお断りすることがあります。

第8条 会費

1. 会員は、毎年当該会費を納入するものとします。
2. 会費は、定款に基づき、次のとおりとします。
 - ①一般会員 年会費5,000円以上、(1,000円単位)
 - ②団体・企業会員 年会費30,000円以上、(1,000円単位)
3. 年会費は入会成立日より1年後までの1年間の会費をいう。
4. 本規約第10条に基づき、前項の定める1年間の途中に会員種別を変更した会員は、変更に伴う不足金を、速やかに納入するものとします。ただし、第14条の定めによりDo から差額を返金することはありません。

第9条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、第4条の定める入会成立日より1年後までの1年間とします。

2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとします。
3. Do は、会員に対し、前1項の定める有効期限満了の日の3ヶ月前から、翌年会員資格の更新の有無を確認することができる。

第10条 会員種別の変更

1. 会員は、事務局に会員種別の変更を書面にて申し出ることで、会員種別を変更することができます。
2. 理事長は、正当な理由がない限り、会員種別の変更を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの会員種別の変更を認めないときは、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
4. 会員は、会員種別の変更による新たな会員証再発行において、事務手数料等として800円及び会員種別変更による不足金を、速やかに事務局に納入する。
5. 会員種別の変更は、本規約第9条の定める1年間に2回以上変更することはできません。

第11条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。
 - ① 会員が、所定の退会届を提出したとき。
 - ② 会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
 - ③ 団体・法人の場合、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
 - ④ 会員が、会費を継続して1年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
 - ⑤ 除名されたとき。

2. 会員が、発行された会員証に定められた会員資格喪失事由に該当した場合には、本規約に基づく会員資格も喪失するものとします。
3. 会員が、会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を廃棄するものとします。

第12条 会員の退会

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第13条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 定款、本規約に違反したとき。
- ② Do の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第14条 会費及び拋出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拋出品は、その理由を問わず返還しないものとします。

第15条 会員の権利

1. 会員は、総会における議決権を有しない。活動、事業に参加し、会報・メールマガジン等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画することができる。
2. 会員は、その他理事会の定める特典を受けることができる。

第16条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規約第15条に定める会員の権利を凍結する。ただし、会員資格の喪失は、本規約第11条に定めるとおりとします。

第17条 会員の義務

1. 会員は、本規約第8条に定める会費を納入しなければならない。
2. 会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければならない。
3. 会員は、理事長の定める入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければならない。
4. 会員は、Do の活動を通じ、知り得た個人情報、Do の運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続される。

第18条 禁止事項

1. 会員は、本規約第15条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできない。
2. 会員は、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってはならない。
3. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
4. 会員は、Do の活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
5. 会員は、Do の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

第19条 個人情報の収集・利用・提供及びその保護

1. 会員は、Do及び理事会の定める機密保持誓約書を誓約し、理事会が承認した外部委託事業者・契約獣医師において業務上必要な範囲で、会員に関する情報の提供がなされることを承認します。
2. Do、外部委託事業者及び契約獣医師は、第1項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意するものとし、

第20条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとし、
2. Doは、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報及びホームページ等で通知しなければならない。

第21条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、Doに対して損害賠償等を一切申立てることはできない。
2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によってDoが損害を受けた場合、当該会員は、Doが受けた損害をDoに賠償するものとする。
3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続される。

第22条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、Doには一切の責務は無いものとし、
2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において、解決するものとし、Doは一切関知しない。

第23条 第三者への委託

Do は、当該業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとし、その際、必要な情報を委託業者等に開示できるものとし、

第24条 管轄裁判所

会員規約及びDo が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とし、

第25条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員とDoの間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとし、

第26条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとし、

附則

本会員規約は 2010 年 11 月 25 日より実施します。